

平成21年第8回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成21年11月13日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成21年11月13日
2. 閉 会 平成21年11月13日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	11番	長谷沼 清 吉
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	長谷川 徳 喜
3番	青 木 照 夫	8番	佐 野 悦 朗	13番	清 野 邦 夫
4番	荒 海 清 隆	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
5番	清 野 佐 一	10番	大 沼 洋 平		

2. 不応招議員

な し

平成21年第8回西会津町議会臨時会会議録

平成21年11月13日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	経済振興課長	新田 新也
総務税政課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
まちづくり政策室長	成田 信幸	教育委員長	矢部 征男
町民情報課長	大竹 享	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	高橋 謙一

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第8回議会臨時会議事日程（第1号）

平成21年11月13日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 平成21年度西会津町一般会計補正予算（第5次）

日程第6 議案第2号 財産の取得について（小型バス）

日程第7 意見書案第1号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

閉 会

（全員協議会）

○議長 ただいまから、平成 21 年第 8 回西会津町議会臨時会を開会します。

(1 0 時 0 0 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告をいたします。

本臨時会に、町長より別紙配付のとおり、2 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長、室長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、2 番、多賀剛君、13 番、清野邦夫君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 11 月 13 日の 1 日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 11 月 13 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算(第 5 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 1 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算(第 5 次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。ただ今町長が提案理由で申し上げましたように新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者である妊婦や基礎疾患保有者、満 1 歳から高校生まで及び 65 歳以上の高齢者等に対する接種費用の全部又は一部助成に係る所要額を計

上したものであります。

まず、優先接種対象者のうち、国県の負担軽減制度により、生活保護世帯及び住民税非課税世帯については、事業費の4分の3を国県が、残り4分の1を町が助成し、全額公費負担で接種ができるようにするものであります。

次に、国県の負担軽減制度に該当しない優先接種対象者のうち、重症化の予防と子育て支援の一環といたしまして、1歳から中学生までの児童・生徒や、妊婦及び1歳未満児等の保護者については接種費用の全額を、その他の優先接種対象者については、1回につき千円を超える費用を町が単独で助成するものであります。

これらの財源といたしましては、県補助金を充当するほか、不足する部分については、財政調整基金からの繰入金で対応するものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成21年度西会津町の一般会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,670万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億96万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げますので、6ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入でございますが、14款県支出金、2項3目衛生費県補助金462万5千円の増であります。新型インフルエンザワクチン接種助成事業にかかる県補助金であります。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金1,208万1千円の増であります。歳入歳出を調整した結果、不足する分を繰入れするものであります。この結果、補正後の財政調整基金の積立残高でございますが、3億8,800万1千円となる見込みであります。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。4款衛生費、1項2目予防費1,670万6千円の追加であります。新型インフルエンザワクチン接種にかかる事務費及び助成費であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　この予防接種は、今1回か2回かということでテレビ等報道等で触れられておりますが、多分これは2回として予算計上したものだと思っておりますが、接種の回数にはっきり決まったのでしょうか。そして、なお歳入の面で県補助金これは1回か2回かどちらで予算計上されているのですか。歳出も同じですけど。以上です。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　お答えいたします。11月11日、おとといですけれども、厚労省の大臣がこれまで全員2回であったものが、1歳から高校生までは2回だと、それ以外は1回でいいという趣旨の発言がございましてそれに基づきまして、これから接種は進むことにな

ります。今回の予算計上につきましては、その前に計上したものでございますので、歳入歳出ともすべて2回接種ということで積算して計上しております。これを歳入につきましては、今度1回になったものですから、補助金につきまして計上いたしますと462万5千円を計上しておりますけれども、われわれが計算した結果284万5千円、マイナスの178万円ほど減額とそういう見込みになるのかなというふうに計算しております。

また、歳出につきましても当初2回、そして2回で1回につき個人負担千円をいただくと、つまり2回で2千円を個人負担していただくと、残りの4,150円は町が助成したいという考えでこの予算を積算したわけでございますが、おととい、そういうふうに回数が減ってまいりましたので、先ほど総務税政課長が説明で申し上げましたように、今度妊婦それから幼児から中学生、1歳未満の保護者このかたに関しては、まったく個人負担はとらないと、それから1回のかたにつきましては、千円を個人負担していただくとそういう計算をした結果ですね、この補助金と扶助費で合わせましてですね、ここに計上してありますけれども、これよりは町の支出が400万円程度落ちるのではないかというような、われわれの計算と今なっております。ですから、この計上した時の予算の考え方とちょっと変わりましたので、その辺では歳入も減るし、歳出も減るというような考えでおります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 それと1歳未満児等の保護者、この範囲はどこまでなのかね、核家族であれば夫婦と1歳未満児がいればそれで簡単に人数もでるけど、じいちゃんばあちゃんと一緒に住んでいるということになれば、そのかたも保護者とみるのかどうか、この数にはそういうのが入っているのかどうかね、また2回やらなければならないのは高校生までと、高校生での推定は236人ですね、400万円も浮くのであれば高校生も2回やっても、1千円しかこれ、236人とはじきだしているんですから、23万6千円で済むわけですよ、倍額補助してもそういうような、当初見込んだ予算よりも400万円も浮くのであれば、その中から高校生まで2回やろうが、負担は千円でいいですよというような手立てはできませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この考え方について私のほうからですね、基本的なことを申し上げたいと思います。議員おっしゃるとおりですね、最初すべて千円ということで考えておりました。対象者全部です。それが当初の考え方だったんです。実はそれ以降、国のほうがどういうわけか1回でいいとか、2回でいいとかそういうのが出てきまして、昨日の議会運営委員会にかける直前になってですね、新聞報道を朝来て見たんです。そうしたら明確に1回でいい人といや2回であるという区別がはっきりしたとそこで急ぎよですね、私のほうからじゃ2回分でやってきて町の負担が財政調整基金から1,200万円今回出すとこういうことであれば、この範囲内でできるならば今申し上げましたとおり1歳からあと1歳未満の保護者、老人は抜きます、そういうかた、そしていわゆる子どもというものを限定した場合にどの辺までを子どもって私たちはいうべきかと、こう判断をいたしました。そこでどこの線で切るべきなのかということで、いわゆる中学生までということについて計算をしてみてくださいと、全額無料で計算してくれということで急ぎよ変更を实はしたわけですよ。そうしたら国の予算も1回分は今度は下がってくるであろうと、国からの補助金もそれだけ1回

分減額の部分はでてくると、そしてじゃあ町の分の1,200万円で子どもの部分について、その範囲内で収まるという確証を实はいたしましたので、じゃあこれは子どもの分については、子育て支援という名目そしてこれまで感染して死亡しているという事例はほとんど子どもに多いということで、これはやっぱり早急にこの手立てはきちっと対応すべきだということで無料化に実は変更した経緯がございましたので、それを今回ご提案を申し上げます。

したがって、当初の予算の範囲内で実はできれば運用面で、やっぱりやるべき課題というものはあれば、対応していくことも必要なのかなというふうに判断も実はしています。今ほど課長が400万円かというの私は私精査をしてみないと分かりませんけれども、やはり高校生そして老人のかたがた、老人のかたがたは季節性ワクチンで無料化しておりますので、これは千円いただいてもいいんじゃないかと、そして高校生から上になってくると自分自身でやっぱり判断もできることにもつながってくるし、そしてある意味では成人的な要素もあるんじゃないかということで、中学生までというふうに実はいたしました。そのことが県内的にどうであろうかと、いうことでこれまた精査をいたしましたところ、どこどことは比べることは私いたしませんけれども、県内的にこういうことについては、西会津は先進的内容ではないかということで、じゃあこれでやっていこうというふうにいたしましたので基本的なことではありますが、ご理解をいただきたいという思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 1歳未満児の保護者の定義でございますが、原則は父と母でございます。父と母がですね、いなければ祖父母が保護しているとなれば、祖父母が保護者というふうになります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、保護者の定義ですけど、定義は分かったけど運用面で同時にいた場合さ、ほら聞いていてくれよ、同時に同じ家にお父さんもお母さんも、おじいちゃんもおばあちゃんもいた場合、おじいちゃんおばあちゃんがまだ、65歳未満であったようなとき、このインフルエンザの対象外になりますね、そういう1歳未満児等の子どもが一人いた家族全部をみるのか、その1歳未満児の父母しかみないのかという、実際にインフルエンザの接種対象者とするとき、それと町長の今のお答えは分かったようでなかなか分かりにくいんだけど、一応ここで予算化したことで、運用にあたってこの中でできるという見通しがつけば、この予算で実施していくと、1回になったからこれだけ残りましたなんてしなくて、2回接種しなければならぬ人でも予算が残れば千円の負担しかいただかないと、こういうことで、運用で対応するというふうに理解していいんでしょ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 運用でというのは、今言ったように昨日急きょですね、この範囲内の運用で何ができるのかといたら、やはり中学生までこれは無料化できるという判断に立ちましたので、今回無料化するというにいたしました。いろんな他の町村の実例も実は調べてみたわけですが、高校生というのはすべて対象外になって実はあるわけです。

したがって、私のほうもやはり高校生からは千円と、ある意味では若松は千円だけを補助して残りは全部あなた方持ちですよということもありますので、西会津町はそうでは

なくて大人と、あるいは 18 歳以上ということであれば、自分自身の健康は自分で守れるという判断のこともありますので、これは千円というふうにいたしたいというふうには明確に申し上げておきたいと思います。

それから同一世帯の、今申しあげましたおじいちゃん、おばあちゃんとかですね、接種の時期がものすごく違うわけです。実は一番早い人とですね、一般の私たちには、来年以降に実はずれ込んでしまいますので、最初はやはり医療従事者、それから妊婦さんですか、それからいよいよ子どもさんになってくるわけです。ですから、その家族の中においてであって、一斉にはありませんで今度はその家族というのは、父、母を対象に接種順位がなっておりますので、そしてその後ですね、高齢者もだいぶ遅く入ってくるわけです。ですからそういう時期が、誰でもいつでも行ってすぐにやってもらえるとはここにはありませんので、例えば一般のかたがたであればですね、1月中旬から3月下旬にかけてでなければ、受けることができないというふうには実はなっているわけです。ですから、該当者のいわゆるかかりやすい、あるいは弱者といわれるかたがたを優先にありますので、その部分を今回は無料化するというふうにして、そして同じ家族のなかにおいても、高齢者はまだまだずれていってしまいますので、今度は1月以降になってしまいます。したがってここは千円というふうにいたしたいと思います。したがって、一斉ではないということを理解していただければ納得できるのではないかなと思います。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ケーブルテレビを見ていますと、新型インフルエンザという言葉が出てこないわけですね、A型インフルエンザと。A型インフルエンザというのは季節型インフルエンザか、新型インフルエンザかと。その違いといいますか、なぜ新型インフルエンザ対策本部をつくっていながら、新型ということが報道されないのかと。中学校の学級閉鎖があったそうではありますが、これは新型インフルエンザのための学級閉鎖か、それとも従来の季節型のインフルエンザであったかというのは分からないわけですよ。また、正確なところを知らせる必要があるのではないかなということと、新型インフルエンザと季節型インフルエンザは法律上といいますか、どのような違いとか制度上あるのか同じ扱いではないと思っておりますので、法律上はどのような取り扱いになっているのか。それと、ワクチンの確保がなかなか、その、問題があって2回が1回でいいとかなった要素が1つはそこら辺にもあると思っておりますが、今対象となる人たちのワクチンの確保が万全なのか、完全に確保できる見通しが立っているのか。もしそれができればいいわけですが、もしも見通しが狂う場合にはそれじゃあ、接種の対象者をどう選別していくのかというのも検討しなければならないわけですから、それくらいまでやはり、担当としては考慮して計画を進めていくべきだと思いますが、それはいかがでしょうか。それといわゆる接種するまでの手続きといいますか、これはどこでどのようにすれば新型のインフルエンザが接種できるのかと。対象者に町のほうで連絡するのか、あるいは待っているのか。そこいら辺のその接種するまでの順序といいますか、それについてもご説明をしていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 旧来のインフルエンザと新型インフルエンザということでございますけ

れども、ご承知のように4月にメキシコで豚インフルエンザが発生しまして、それまでは世界中、今後は鳥インフルエンザが怖いよということであったんですが、豚インフルエンザということになったわけでありまして、それにつきましては、医学的にいえばインフルエンザのA型プラスということであるそうでありまして。今11月1日から季節型インフルエンザということで、高齢者の皆さんにですね、町では無料でインフルエンザのワクチンを接種していただいておりますけれども、そのインフルエンザのワクチンの成分は、これまでと同じA型のプラス、これまで流行った香港型あるいはソ連型の成分を入れたワクチンであります。で今回の豚型につきましても、同じくA型のプラスということで、中の細かい部分は違いますが、大きくいえばA型のプラスということでありまして。そこで、10月1日から厚労省がそれまで季節型はまだ入ってきませんので、医療機関にかかった方に対して、熱があるかどうか、そういった場合に、それはA型ならば新型だろうということで、いろいろ検疫所で送って調べておいたそうなんです。ところが10月、9月に入りまして、いよいよ季節型も入ってきたわけなんです。そういったときに、さっき言いましたように、この豚も香港もソ連もすべてインフルエンザということになりまして、その新しい新型インフルエンザといわれるものが、タミフルいわゆる治療薬ですねタミフル、リレンザという治療薬で治しておいたんですが、それと、その効果があるということで一般のインフルエンザと同じ扱いをして今度進めたということでございまして、10月1日から今度新型インフルエンザという言葉は使わなくなったと、しかし、ワクチンのほうは成分が違いますので、新型ワクチンという名前でこれから接種する、そのために今、国内では12月いっぱいまで2,700万人分のワクチンを製造すると、それにしてもまだ失敗と言う話もございまして、実際2,700万人分もできるのだろうかといよいよ12月末からは5,000万人分を海外から輸入して、このいわゆる一般の方、高齢者の方にワクチンを接種するというので、順番が決められているわけでありまして。そして、そういうことで、ワクチンの数量確保がいろいろありまして、今言ったように順番が決められて優先接種者という形になって、国あるいは県で発表しているわけでありまして。われわれはそれに基づいて、今度町民の皆様は接種を受けてもらうということになります。そこで、すでにご承知のように、10月21日に医療従事者を対象にワクチンの接種が始まりました。本町でも医療機関の皆さんはワクチンの接種を受けました。今後、基礎疾患のある方が16日から始まりますけれども、わが町に与えられたワクチンは、現在西会津診療所分で70人分、それから西会津診療所に関わっております奥川分で20人、群岡で46人、新郷で20人計156人分のワクチンが配分になりました。これもですね、全部ほしいといっても、今いったような事情から県で、全県の配分をみながらそれぞれの医療機関に分けるということでございまして、本町では今のところ156人分が来ています。16日からワクチンを接種するわけですが、まず、来て、西会津診療所の場合は、今も予約という形で何人か電話が来ておるそうでありまして。その方たちに対して16日からやりますよと。それは、この人数分しかございませんので、先生達とご相談いたしまして、早いもの順か、という話をしましたらば、それは基礎疾患の重い方を優先的にするべきであろうということに進めております。次に、すべて接種の対象者については、国・あるいは県の指導によってすべて進めるという町の考えであります。これについては、今日ですね、この議会で助成の額が

議決していただければ、すぐにですね、ケーブル、チラシをもって16日からできますよ、さらに県の医師会とこの助成金に対する契約、代理事業の契約もすぐにするという手はずになっております。ですから16日には、もう間に合うような手はずで今進めております。いざ町民の方がどうやったら受けられるのかということになります。まず生活保護、あるいは住民税非課税世帯のかたにつきましては、非課税の証明書を持っていかなければなりません。これは、厚労省のほうで示された様式がございます。それをですね、印鑑を持って来ていただければ、わが本庁のほうで当然証明を出します。それを持って受けに行く。来れないかたは郵送でも結構でございます。わがほうで送って証明書をお送りします。窓口です。健康福祉課の窓口です。それから、一般のかたがた、非課税ではないかたは、保険証等を持って医療機関に持っていけば、西会津町は、中学生までは無料になるなどということは、もう医師会のほうに示してありますので、すべてそこではお金は要らない。それ以外のかたについては、その窓口で1,000円を払っていただきますと、それで受診はできると、接種はできるということになりますので、これにつきましても今後ですね、早急に町民のかたにお知らせしたいというふうに考えております。それから医療機関につきましては、県のほうで先週ですか、示しました。本町につきましては、群岡、奥川それから西会津、新郷、伊藤医院は接種をしないということになっております。町内に対しましては、それも町民のかたにすぐお知らせします。あと喜多方についても、ほとんどの医療機関はやるんですが、やらない医療機関もございますので、それは電話等でお確かめいただきたいというふうに思います。

以上です。

今回の新型インフルエンザはいわゆる今までの季節型と違いまして、予防接種法に乗らない予防接種です。つまり、これまでもいろいろ議会で御答弁申しましたが、季節型のインフルエンザにつきましては予防接種法にのっとって、高齢者は国も費用をみますので、是非受けさせて下さい、ということで本町ではすべて高齢者は無料でやっています。ですから、高齢者に限っては、季節型は何かあった場合の補償はすべて予防接種法に基づいて国が補償するということになります。今回は基本的には予防接種法の改正は行わないで、接種者が自己責任において、接種する任意の予防接種であります。しかし国では、この新今回の新型インフルエンザの事故についての補償は、予防接種法に準じて行くと、いうこととしておりますので、自己責任は国のほうでちゃんとしっかり補償するということになっております。先ほど申し上げましたように、日本人は1億2千万いるわけですが、実際には国産が今年度中に2,700万、海外から5,000万、7,700万人分しかとりあえず見込みが立たない、でその後の確保については、まだ町のほうには情報は入っておりません。ですからすべての優先接種者以外の19歳から64歳のかたがたのインフルエンザのワクチンの数については、まだ不透明であります。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 あの、町に今きておるのは156人分というわけですね。そうすると、真っ先に11月16日からやらずにやらないのは、妊婦の27人と基礎疾患有する939人、これをやはりどうするのかと、それが一つと。

西会津の人が西会津の診療所でおれより優先の人がいたからといって喜多方や若松に行

って、予防接種を受けることができるのかと、あるいは西会津の診療所が他の自治体の人に予防接種をするのかしないのか、それと、なかなか見通しは難しいというわけですが、必要とするその4,643人のワクチンが確保できなかった場合にはまたどう対応をしていくのか、できればそれ皆確保ができれば全員対象した人ができるわけですから、これは皆できるわけですが、万が一これが4,643人のうち4,000人分しかこなかったという場合は、どう対応をするのか、そこまでもやはりもう検討して臨んでいかなければ、全部がくればそういうことは関係なく希望者に接種してもいいでしょうが、やはりそのそういうことを考えるならば、一般の高齢者であっても優先的にしなくちゃならない、そういう選別までも考えなくちゃならないのではないかなと私は思っているわけなんです、そこいら辺については、考えがまだ示されていませんがどうですか、というわけです。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 今回の優先接種対象者は4,643人おりますけれども、基本はかかりつけのドクターに接種していただくということでございまして、この中で、西会津診療所、あるいは群岡診療所にどれだけのかかりつけの患者がいるかということもございまして。あるいは、喜多方、若松がかかりつけというかたもおります。特に子どもの場合は、西会津には小児科がございませんので、多分、喜多方、若松のほうでかかるというふうに考えております。そこで、この4,643人をすべて網羅できるのかということですが、今申し上げましたように、県もですね、やはり今現在、これらのかたに対する接種量が不足している、と全県の県民に対して不足しているということは事実でありますので、わが町西会津町でも西会津診療所、群岡診療所に来る数は制限されております。その不足分については、医療機関対県が発注の交渉をやっておりますので、我々はそれを見守るしかありませんけれども、その辺の状況はですね、常に把握しながらですね、あの皆さんに伝えていきたいというふうに考えております。ですから、町でこれをすべて確保するべきだとは思いますが、そういう状況はなかなか難しいという状況にありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 あの、あれですよ、該当者がすべてできればいいわけですから、そのできるように努力していただきたいと思っております。いわゆる基礎疾患にかかっておられるかたが西会津の診療所じゃなくて喜多方や若松で治療を受けていると、いう人はやはりそれは若松や喜多方の医院で、病院で接種できるということですよ。その手続は町民が町でやる手続となんら変わらないということですか。

(「そうです」と発言する者あり)

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も今の件に関して2点ほど質問します。というのは、今ほど説明がありましたように、156人分のこのワクチンはですね、どんな配分でくるわけでしょうか。いっぺん156人分来て、その地区で優先順位でやっていくのか、それともこの何段階にも分かれた中で、少しずつ小出しに出して156人分来るのか。それによっては、やはり混乱をきたすような結果になるんじゃないかなというふうな予想されます。

その点についてともう一つはこれはあくまでも予防ですが、町の診療所としては万が一

にもかかった場合の対応は完全にできているのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。基本的には11月16日からは、基礎疾患の方々を対象に接種するわけです。この度前倒しで子どもの基礎疾患のかたも16日からやるよというふうになりましたけれども、西会津の医療機関ではこれだけ欲しいと基礎疾患のかたがたに対してこれだけ欲しいと、というふうに県のほうに申し込むわけです。県の方で割当てしてきた結果、先程言いましたように、町では156人分しかこない、つまり、今回の要求は基礎疾患分だけの分です。この後、幼児、小学生というふうにまたこれは、県のほうにお願いすることになります。

それから、町の診療所の態勢ですけれども、今検討しておりますのは、これからですね、特に子どもの場合は、夜熱が出るということがいわれておりますので、今、先生ともお話ししながら、毎日ではございませんけれども、週決まった曜日にいつでも来れるように、看護師、先生をある程度の時間まで待機して万全な態勢をするということを考えております。

なお、現在でも電話していただければ、急患の場合は先生は対応しておりますけれども、今度はしっかりした曜日を決めて、このインフルエンザに対してだけの急患を受け入れると、一般の治療ではなくて、インフルエンザの急患ということでそういう万全の態勢をとっていくという考えでおります。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 ちょっと、2、3お尋ねをしてみたいと思います。今、説明を受けて、予防接種の優先順位とかあるいは対象者、あるいは公費負担というようなことでは分かりました。

まず私、課題というのは2点あると思うんですね。まず今、審議にもあったように一つは優先順位者が4,643人いると全体的にはね。中で、まずワクチンがないということが一つ、この今の新型インフルエンザについては、あの先程もちょっと議論ありましたがでも当初は国が非常にその重大な、空港にまで行って防疫体制をやった、そういう経過がある。そのうちにだんだんとワクチンが手に入らないから、そういうくらいに段々と薄れてしまったという経過がある。だけれども今この新型インフルエンザについては、もう当初はですね、いろんな疾患がある人が死亡例があったということですが、今は関係なく死亡例ができています。そういうことがいわれています。その中で、ワクチンが手に入らないからといって、今の季節型インフルエンザと一緒にごちゃ混ぜたような考え方をしちゃって、ワクチンがないために、私はそう思っているんですよ。だけれども、死亡例があるわけですよ。そこでですね、これは当然これは予防接種はワクチンがなくてもこういう順序だててやる必要があるわけですよ。今も質疑ありましたようにですね、だったらば、11月16日からできると。ワクチンは156人分しかない。こうなったときに、じゃあ子どもたちはどうかっていうと、幼児で12月14日、小学生については12月21日、中学生については1月中旬とっている。今のワクチン、新型インフルエンザは9月末から今、テレビでもちょいちょいでてきますけれども、1週間ごとに何十万単位、百万単位で増えているわけです。今非常に一番多い、時期が多い。予防接種をやっているうちに、逆にいうと何

もしなければね、もう皆インフルエンザになってしまうじゃないか。そこで、早い自治体では、これはあの一番インフルエンザにかかりやすいのは、学校です。学校の予防がどうするかと、予防対策については、予防接種以外にどういうことを町は今までやって実施されてきたのか、それから今後ですね、予防接種するまでの期間、増えちゃってから予防接種したって、なかなか大変なわけです。收拾つけるには、その間にはどのような予防対策を考えているのか、それをひとつお示しを願いたい。常に早い段階から各自治体では、小学校、中学校とかにはマスクを全部配付して、予防対策をする。うがいを徹底させる。体温をつけさせる。そういう指導、予防対策をとっている。西会津町はどのような対策をとっているのか、ひとつ明らかにしていただきたい。まずそれから聞いておきたい。それが一つです。

それからですね、予防対策については、ちょっと先程もありましたけれども、今のやつは小中学校。それからもう一つは町民に対しても、どのような啓蒙作業を対策として考えているのか、今後対策として実施しようとするのか。この予防接種だけに頼っていたのでは、3月下旬までの話だから、そういうことではなくて、それまでの間、予防接種が行き渡るまでの間、どのような予防対策を考えているのか、あるいは啓蒙作業を考えているのか、その点についても説明をお願いしたいと思います。まずそれから。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 このたびの新型インフルエンザにつきましては、当初ですね考えていたよりも、感染力はそれなりに強いですが、ある程度弱毒性だということが分かったわけです。しかし、今議員がおただしのように、実際にですね、感染して重症化したという方々は中学生以下が多いというのも確かであります。で町はですね、そのために8月20日にインフルエンザの対策本部を立ち上げましたが、それ以前から県の対策本部と連携しまして町民に対して発熱相談センター、あるいは発熱外来、その他手洗い、うがい、マスクの使用をチラシ、ケーブルテレビ等を通じて常にやってきました。さらに立ち上げた後はですね、保健センターを事務局としながら、さらなる情報の提供はもちろんではありますが、町内の関係機関、いわゆる団体、商工会あるいは福社会、あるいは振興公社いろいろな団体、そして当然、教育委員会とも情報の共有、収集、そして感染した場合の対処、常に打ち合わせを行ってきたわけでありまして。その他にですね、役場はじめ学校、工業施設に手洗いの消毒液を設置してきたということもございまして。教育委員会におかれましては、当然、校長会等をはじめとして、何度かですね通達を出しながら、学校の子供達に対する学校側の対処方法、これについて指導してきたというふうなこともありますので、本町ではですね、他の町村から比べれば、これまでの発症を先ほど町長が13名と言いましたけれども、保育所では1名、中学生5名、小学校は0名です。高校もですね4名、これは他校に行っている、西会津高校は1人ですが、あとは3名は喜多方、若松です。一般の方が3名。こういうことで、他町村から比べれば発症率は、感染したかたがたは非常に少ないというような状況になっておりますので、今後ですね、今議員がおっしゃられたように、この予防対策については、町は当然、教育委員会も含めながら万全にしていきたいというふうな考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 一応予防対策はやっているというようなことですが、あの例えば、学校でどのような対策をちょっとはつきり分かりませんが、マスクとかそういうの注意しているの。例えばね、してなければそういうこともうがいとか、手洗いとかを含めた予防体制のほかに、そのくらいまで考えてもいいのではないかと、そうすることが、ワクチンなんか待つよりはそういう対策したほうが早いのですから。要するに季節型もそうですが、新型も要するに集団が集まるところに発生しやすい、あるいはそういうのがあるわけですので、やっぱりそういうことをどういうふうに考えているのか一つお尋ねしたい。それから、忘れちゃったな、ひとつお願いします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 インフルエンザ対策につきまして、議員の皆様にも大変ご心配を賜っているところでございますが、今ほど健康福祉課長からお話がありましたとおりでございまして、学校現場を預かる者といたしまして、保護者の皆さんや地域の皆さんにおいでいただくような行事のときはもちろんでございますけれども、日常の学校生活におきましても、できるだけマスクを着用させ、そして、手洗い、うがい、消毒を徹底を図ってきているところでございます。学校行事におきましては、おいで頂くかたがたの分もマスクを準備をいたしまして、受付でお渡しを申し上げて、おかけいただくというふうなことで、学校現場は危機感を持ってですね、取り組んできております。各学校の努力によりまして、おかげさまで小学校ではまだ罹患者はゼロでございます。先だつてご心配をおかけしました西会津中学校でございますが、5名の罹患者が発生しまして、国や県の指導によりまして、1～2割程度に達したならば、学級閉鎖というふうな指導の方針もございますので、最終的には校医さんのご判断ご指示を仰ぎまして、適切な対応をしたほうがいだろうということ、2日間の学級閉鎖を実施をしたところでございます。おかげさまでその後拡大感染することもなく、昨日から西会津中学校のインフルエンザの罹患者はゼロになってきております。本当に皆さまがたには大変ご心配をおかけしましたけれども、今のところ経過は大変望ましい方向に向かっています。これから蔓延するであろうというふうにいわれておりますので、油断することなく各学校におきましては、十分な対応をしていきますように、校長先生を通して指導を続けてまいりたいと思います。どうぞよろしくご理解を賜りたいと思います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、平成21年度西会津町一般会計補正予算(第5次)を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成21年度西会津町一般会計補正予算(第5次)は原案の

とおりの可決されました。

日程第6、議案第2号、財産の取得について（小型バス）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第2号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成12年3月に購入をいたしました野沢小学校スクールバスが、購入から10年が経過しようとしており、運行距離も25万kmを超え、車両の老朽化が進んできたことから、輸送の安全を確保するため、更新を行なうものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。1の取得する財産及び数量ではありませんが、小型バス1台であります。2の取得の方法は売買であります。去る11月5日、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配布をいたしました入札結果のとおり、有限会社斎藤オート、有限会社渡部泉商店・野沢自動車工業、株式会社平和総合企業、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう会津支店、有限会社相原モータースの5社であります。

入札の結果、有限会社斎藤オート、代表取締役斎藤一博氏が705万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、740万2,500円を取得価格といたしまして、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成22年3月19日であります。

以上で説明を終わりますが、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、財産の取得について（小型バス）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、財産の取得について（小型バス）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、意見書案第1号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書について説明を申し上げます。

なお、説明の前段といたしまして、この経過等について、若干ご説明申し上げたいと思います。意見書案を提出するに至った経過でございますけれども、ダム発電関係市町村全国協議会というのがございまして、そこから10月19日付けで、意見書の提出の要請がございました。この全国協議会等でございますが、全国の市町村で作っております、564市町村が加盟しております。福島県では36市町村が加盟しております。この交付金でございますけれども、昭和56年から実施されまして、現在になっているわけでありまして、当初は水力発電施設周辺地域交付金というようなことでございましたけれども、現在はダム電源立地地域対策交付金制度という制度に変更してございます。西会津町が平成21年度交付金を受け取る額は4,134万円、その他にテレワーク分として317万円、約4,500万円ほどの交付金を受け取るというような現況がございまして。そういうことで、一昨日議会運営委員会等で審議いたしました。これは現在、国の事業仕分けがされておりますので、今日の臨時会で提案したほうがよかろうということで本日の提案に至ったという経過でございます。それでは、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書。

提出先は、経済産業省、財務省、総務省他それぞれの大員、副大員、政務官でございます。

それでは、朗読いたします。

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書。

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っている。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の30年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要があること等考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること、及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上で説明を終わりますが、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、説明に代えます。

○議長　これから質疑を行います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長　本臨時会に提出をいたしました案件2件については、原案のとおりご議決を頂きまして、誠にありがとうございました。本議会で頂きましたご意見等については、今後の執行をするにあたり、十分に活用して参りたいと思います。

初冬を迎えるにあたり議員各位におかれましては、健康に十分留意されながら、今後ともご活躍をいただきますようにご祈念申し上げまして挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長　これをもって、平成21年第8回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

（11時16分）